

葬祭場利用者、葬祭事業者の皆様へのお願い（更新）

葬祭事業者各位
関係者各位

日頃より本市葬祭場の運営に御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が、令和3年1月7日に政府から発出され、本市におきましても「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」が示されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症として、クラスター（集団）の発生および感染拡大を防止するため、本市葬祭場につきましては、下記のとおり対応いたします。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 火葬、葬儀等における施設利用の際のお願い

御葬家、一般の会葬者、葬祭事業者の皆様のお協力で、感染拡大防止が図られますので、次による利用方法の徹底をお願いします。

(1) 通夜、告別式における会葬者は、可能な限り少人数となるようお願いします。

また、通夜に参列される会葬者におかれましては、祭事終了後、速やかに御退苑くださいますよう、御理解と御協力をお願いします。

(2) 火葬における立会者は、可能な限り少人数となるようお願いします。

(3) 会葬者の分散について

・「式場」での通夜、告別式の際の座席につきましては、「密」を避けるため、隣の方との間隔を出来るだけ広く確保してお座りいただくなど、座席配置について御配慮をお願いします。

・通夜、告別式の際、お焼香のため参列者に並んでいただく際は、出来る限り間隔を空けるなど「密」を避けるための御案内について、御配慮をお願いします。

(4) 換気対策について

・式場内での「密」を避けるため、式場入口扉を出来る限り開けて頂くなど、換気対策に御理解と御協力をお願いします。

・火葬待合のための休憩室利用に当たりましては、外窓をこまめに開けていただき、換気対策に御協力をお願いします。

※換気回数は、毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度）窓を全開にして換気してください。

また、空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の窓を開放してください。窓が一つしかない場合は、併せて出入口ドアを開けてください。

(5) 会食等について

・会食は、感染リスクが高まると指摘されております。本市葬祭場では、定期的な清掃・消毒による施設内の感染防止対策を実施しておりますが、通夜振舞いや休憩室利用による会食時には、一定の距離を確保していただき「密」を避けていただくなど、感染防止対策の徹底に御理解と御協力をお願いします。

2 葬儀の際の式場の利用制限等について【緊急対応】

施設の配置状況等により式場内の空気の滞留や「密」を避けるため、当面の間、利用を休止させていただきます「式場」がございます。また、式場内の椅子の数を制限しておりますので御理解と御協力をお願いします。

3 霊安室利用時の故人との面会について【緊急対応】

霊安室内での「密」を避けるため、当面の間、故人との面会は休止させていただきます。

また、新型コロナウイルス等の感染症による死亡者につきまして、本市葬祭場での火葬を希望される場合は、これまでも本市ホームページにてお知らせのとおり、各斎苑事務所の開苑日 9:00～17:00 の間に、必ず事前に御相談ください。その際に、別に施設利用等の注意事項を御案内します。事前の御相談が無い場合は、必要な対応を行えないため、御利用をお断りする場合がございます。

本市葬祭場利用にあたっての詳細は、各斎苑事務所までお問い合わせください。
かわさき南部斎苑（電話：044-277-8146） かわさき北部斎苑（電話：044-822-3171）